

神奈川県立 横浜国際高等学校 P T A会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は神奈川県立横浜国際高等学校P T Aと称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教師が協力して教育目標を達成し、教育の振興のために協力し、あわせて会員相互の親睦を深めるとともに、教養を高めることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、教育方針に基づきその教育活動に協力し、他の関係団体や教育機関と協力して活動する。ただし、その干渉は受けない。

- 2 特定の宗教的・政治的活動や営利を目的とする行為は行わない。
- 3 学校の管理運営や人事などに直接関与しない。

(会員)

第4条 本会の会員は本校生徒の保護者及び本校教職員とする。

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育方針に基づく教育振興に係る事業
- (2) 他の関係機関との連携に関する事業
- (3) 会員の親睦と教養の向上に関する事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(業務分担)

第6条 本会は、第5条の事業を遂行するため、次の常置委員会を置きそれぞれの業務を行う。

- (1) 広報委員会
広報活動をとおして学校・家庭の相互理解をはかり教育の振興に努める
- (2) 環境整備委員会
学校内外の教育環境の整備・改善を図る
- (3) 文化活動委員会
会員の福利・厚生に関する事業を行い、会員の相互親睦と教養の深化を図る。

(特別委員会)

第7条 本会は、特別委員会として推薦委員会を置き、次期役員の推薦を行う。

- 2 その他、会長が必要と認めた場合は、第1項以外の特別委員会を設置することができる。

第3章 人事

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 2名 (保護者)
- (3) 会計 3名 (保護者2名、教職員1名)
- (4) 書記 3名 (保護者2名、教職員1名)

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長
本会を代表し、会務を統轄し、会議を召集する。
- (2) 副会長
会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 会計
本会の会計事務を処理する。
- (4) 書記
本会各会議の記録等の事務を処理する。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、推薦委員会の推薦により総会において行う。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(役員を補充)

第12条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得てこれを補充することができる。また、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会は年度の始めに開催し次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業及び決算の報告
 - (2) 新年度の事業及び予算の計画
 - (3) 新年度の役員及び会計監査委員の選出
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他、本会運営の基本事項
- 2 臨時総会は役員会が必要と認めた場合、及び会員の3分の1以上の要求があり運営委員会が認めた場合に開くことができる。
 - 3 総会の議長は保護者会員から選出する。
 - 4 総会の定足数は全会員の2分の1以上とし、委任状をもって出席に替えることができる。
 - 5 総会の議決は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。ただし、会則の改正は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は本会の執行機関であり、また総会に次ぐ議決機関である。

2 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に関する事項を処理する。
- (2) 総会で審議する以外の必要事項を審議し、処理する。
- (3) 緊急やむを得ない場合は総会を代行する。ただし、この場合は次の総会で報告し承認を得る。

3 運営委員会は役員・運営委員によって構成し、3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

4 運営委員は次のとおりとする。

- (1) 定期総会前に、各組ごとに保護者会員から原則として3名選出する。
- (2) 任期は1年とし、再選は妨げない。
- (3) 運営委員は常置委員会のいずれかに所属する。

5 運営委員に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得てこれを補充することができる。また、任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第15条 役員会は役員によって構成し、会務を統括する。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会費の徴収額は細則に定める。

4 会費の減免に関しては細則に定める。

(会計監査)

第17条 会計監査委員は当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、本会のすべての会合に出席することができる。

2 会計監査委員は保護者会員から2名選出し、その選出方法と任期は役員に準ずる。

第6章 個人情報

第18条 個人情報の保護に関する必要な事項は、役員会の議決を経て別途定める。

第7章 補則

(校長・副校長・教頭・事務長)

第19条 校長・副校長・教頭・事務長は学校運営の立場から、すべての会議に出席し意見を述べるることができる。

(役員)

第20条 平成20年度は副会長を3名、会計の保護者を4名まで増員することが出来る。

(細則)

第21条 平成22年度は副会長を3名まで増員することができる。

第22条 本会の運営にあたって必要があるときは、運営委員会の承認を得て細則を定めることができる。

2 本会の慶弔に関しては、別にPTA慶弔規定を定める。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。
平成22年3月に改定。
平成30年5月に改定。

細則

(常置委員会)

第1条 常置委員会は運営委員によって構成し、正副委員長を1名互選する。

(推薦委員会)

第2条 推薦委員会は役員、運営委員、教職員で構成し、正副委員長を互選する。
2 推薦委員会は役員及び会計監査委員の候補者を選び、本人の同意を得た上で総会で報告する。

(会費の金額)

第3条 本会の会費は、令和5年度より月額350円とする。

(会費の減免)

第4条 申し出により、入学検定料免除の基準をもって会費を全額免除とすることができる。
2 二人以上の子どもを在籍させている会員は、1名分のみを徴収する。

(細則の改正)

第5条 本細則は会則に反しない限り、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(個人情報に関する細則)

(目的)

第6条 本細則は、本会がその業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関し本会の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守り本会の業務の健全な向上をはかることを目的とする。

(個人情報保護方針)

第7条 本会は、個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、会員及び社会的な信頼を確保する。
2 個人情報保護基本方針は、役員会が決定し公表する。

(個人情報の定義)

第8条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述により当該本人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

(個人情報収集の原則)

第9条 本会が行う会員の個人情報の収集は、本会の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、本会が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第11条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

(個人情報利用の原則)

第10条 本会による会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

(第三者への個人情報提供の制限)

第11条 本会は、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 本会が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合。
- (2) 法令により、本会が相手方に当該情報を提供することが義務付けられている場合。
- (3) その他の正当な理由がある場合。

附 則

この運営細則は、平成20年4月1日から施行する。

平成27年9月に改定。

平成30年5月に改定。

令和2年4月に改定。

【PTA慶弔規定】

- 1 このPTA慶弔規定は、会員の慶弔に対して行われる。
- 2 死亡に伴う弔意に対する基準は次のとおりとする。
 - (1) 対象
 - ア 保護者会員並びに配偶者、生徒
 - イ 教職員会員及び1親等の家族（ただし、義父母は同居の場合のみ）
 - (2) 弔意の表し方
 - 生花（15,000円相当）の献花
 - 弔慰金（5,000円）
- 3 教職員会員の結婚・出産に際しては、祝金（5,000円）を贈る。
- 4 教職員会員が退会した場合は、記念品（3,000円相当）を贈る。
- 5 その他、上記以外の事例については、運営委員会で協議のうえ決める。
- 6 本規定は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
- 7 このPTA慶弔規定は、平成20年4月1日から実施する。

平成30年5月に改定。

平成31年4月に改定。

令和3年4月に改定。